

若年者ものづくり競技大会「木材加工」職種 Q&A

Q 1 「2. 仕様及び注意事項」の「(2) 注意事項」の「⑥ひき当て定規等のジグ類は、支給材料の一部を用いて作るものとする」について

①ひき当て定規等のジグ類の製作の「支給材料の一部」については、3. 支給材料の1～3などの角材の切れ端や、6の化粧合板の端を使用し、釘で止めるなどして製作してよいということですか？（技能検定2級家具手加工のイメージ）

A そのとおりで結構です。

②ジグ類の製作については、複数よいですか？

A 競技者の自由です。

③この裁断の仕方についても、観点対象でしょうか？（斜め裁断のままでよいか）

A 観点は、公表 競技課題 5. 採点項目（配点）及び観点 の（2）観点に示す

①から⑦の項目です。

④きれいに仕上げるには、必要範囲をあらかじめ、余白部を並行に裁断してよいか

A 支給材料の一部をどのように用いるかは、競技者の自由です。

Q 2 持参工具の解釈について

①技能検定建具職種では、「端金」について、粘着テープが使用できるようになりますが、この大会では、いかがでしょうか。

A 粘着テープは、支給材料、持参工具いずれにもありません。

②引き当て関係以外のジグ、例えば、木口台などの持ち込みは、いかがでしょうか。

A 公表 競技課題「2. 仕様及び注意事項」の「(2) 注意事項」の「⑤使用工具等は、一覧表で指示したもの以外は使用しないこと。」及び「⑥ひき当て定規等のジグ類は、支給材料の一部を用いて作るものとする。」にありますように、一覧表で指示したもの以外は使用できません。また、引き当て定規等のジグ類は、支給材料の一部を用いて作ってください。